

平成30年 第4回蔵王町農業委員会総会議事録

第4回蔵王町農業委員会総会は、平成30年4月25日蔵王町役場第一・第二委員会室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 我妻 茂 | 2番 | 玉根 可奈 |
| 3番 | 菅井 啓二 | 4番 | 佐藤 良彦 |
| 5番 | 平間 栄 | 6番 | 山家 一彦 |
| 7番 | 佐藤 ゆり | 8番 | 武田 明夫 |
| 9番 | 平間 博 | | |

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

| | | |
|-------|-------|--------|
| 樋口 俊彦 | 三沢 敏朗 | 山家 文一 |
| 村上 智彦 | 大和 憲男 | 會田 照 |
| 平間 昭男 | 鈴木 好和 | 川村 富士男 |
| 我妻 義明 | 佐藤 雄一 | 杉山 由美子 |

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

山家 照雄

事務局職員は次のとおりである。

| | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 砂金 毅 |
| 書記 | 佐藤 良行 山家 知之 |

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告事項2 農地現状変更届出書について
- 日程第4 報告事項3 非農地証明願の結果報告について
- 日程第5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第8 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第9 第5号議案 非農地照明願について
- 日程第10 第6号議案 農「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成29年度の活動点検・評価（案）及び平成30年度の活動計画（案）の策定について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第4回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後3時00分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は8名、推進委員は12名であります。
菅井啓二委員と大和憲男推進委員は遅れるとの連絡が入っております。
また、山家照雄推進委員からは欠席の報告がありました。
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
これより、平成30年第4回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、5番平間 栄委員、6番山家一彦委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
[事務局長朗読により報告]
- 議 長 報告が終わりましたので、質問を許します。
- 1 番 委 員 田に水路の水を通してくれないといった事はよくある事なんですか。
- 事 務 局 長 こういったトラブルはあまり聞きません。
- 6 番 委 員 解約ということは、貸し人が田んぼとして作るんですか。
- 事 務 局 長 貸借がなされないということは、所有者の農地ですので、田、もしくは畑として活用いただくのが農業委員会の立場です。また、新たな借り人を探すのであれば可能な協力はしていきたいと思えます。
- 4 番 委 員 水を流してもらえないという状況が理解できないんですが、水がかからないのか、水路があるのであれば水利権の問題は発生しないのか。
- 川村推進委員 今の話にある水路というのが、個人所有の水路なんです。上の田の人がU字溝を入れて自分の田に水を引いたわけです。それを前の借り人が無断で水路を開けて勝手に使ったりした問題もあったそうです。それで、貸し人の我妻さんには水利権はないようです。
- 議 長 他に質問はありませんか。
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。

議 長 日程第3 報告事項2 農地の現状変更届出書についてを議題といた
 します。事務局に説明をさせます。

事 務 局 長 [事務局長朗読説明]
 議 長 報告が終わりましたので質問を許します。
 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので日程第3 報告事項2 を終わります。

議 長 日程第4 報告事項3 非農地証明願結果報告についてを議題といた
 します。現況調査委員は報告をしてください。

議 長 [8番委員朗読により報告]
 議 長 現況調査委員からの報告が終わりましたので、各委員の質問を許しま
 す。

5 番 委 員 登記は農地であっても現況は工場跡地ということですね。農作業を行う
 というのならいいかもしれませんが、建物などもあるのでしょうか。

事 務 局 長 実際に建物もあります。恐らく建築当時は農地転用申請があつて許可さ
 れたものかと推測されますが、書類の保存年限が過ぎておりその確認はと
 れておりません。許可後に地目変更登記がなされなかったため、今回の申
 請となったものと思われます。

議 長 他に質問はございませんか。
 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので、非農地証明願については承認し、非農地証明
 願事務処理の規定に従って非農地証明を交付することに決してご異議ご
 ざいませんか。

議 長 [異議なしの声あり]
 議 長 異議なしと認めます。日程第4 報告事項3 を終わります。

議 長 日程第5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事 務 局 長 [菅井啓二委員 大和憲男推進委員 出席 午後3時21分]
 [事務局長朗読説明]
 (説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しな
 いため、許可要件を満たしていると思われます。
 申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。
 また、周辺農地への影響の有無について、3名の委員により現地調査済
 みです。

議 長 では、周辺農地への影響について、現地調査した委員は、結果を報告し
 てください。
 [6番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質疑を求めます。
議 長 質問はありませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読説明]

事 務 局 長 なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われます。
農地区分は議案書のとおり、判断基準等、詳細については別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

4 番 委 員 15番の議案ですが、転用目的が駐車場ということですか。この事業費が約5千2百万円となっています。これだけの経費をかけて駐車場を作る利用目的は何ですか。

事 務 局 位置図4ページをご覧ください。遠刈田北山のかつてホテルサンルートがあった場所、今は島川記念館跡地の場所ですが、申請人においては、このサンルート跡地周辺に大規模な高齢者福祉複合施設の計画があります。
当面は島川記念館跡を改築して老人福祉施設を運営するというので、そのための駐車場でもあり、将来的には大規模施設全体の利用も見込んだ駐車場としても利用される予定であるということです。

4 番 委 員 では、建物も解体して駐車場にあてるのですか。

事 務 局 現在ある建物としましては、島川記念館だけですが、比較的新しい建物でありまして、これは壊さずに改築をしまして老人福祉施設として利用する。将来的にはこれらの北側、かつてホテルがあった敷地の方ですが高齢者複合福祉施設を整備していきたいという計画です。

6 番 委 員 申請地と従来の駐車場敷地との間は何になっているんですか。

事 務 局 墓地です。まさか墓地を駐車場とはできませんので、少し離れた場所を申請することになったわけです。

6 番 委 員 それで、駐車場の整備を早急にする必要があるのかどうかをお伺いします。

事 務 局 当面は従来の駐車場敷地も利用しますが、大きな事業でありますので、

先行して将来を見据えた駐車場敷地の確保と整備が必要であるということです。

議 長 この墓地というのは、どこの墓地ですか。

事 務 局 この近隣住民の墓地となります。

議 長 他に質問はありませんか。

5 番 委 員 ここは委員の現地調査、しなくてよかったの。

事 務 局 農地法第3条並びに非農地等は委員に現地調査をお願いしておりますが、転用につきましては事務局で事前に現地調査を行っております。

6 番 委 員 それがよく分からないんですが、3条であれば周囲の状況は分かる。でも、今のように5条となると隣接が墓地だといったことも説明がないと分からない。

議 長 転用は事務局が現地を見るというのは前からですか。

事 務 局 長 そのようにしてしてきました。

議 長 逆にですね、かつては3条も事務局職員だけの確認でした。3条や非農地は委員にも確認してもらったわけ、5条までお願いしていないというのが現状です。

5 番 委 員 この地域は防風林もあって、少し風が強いのはあるんですが、広い牧草地が確保できる。酪農にとってはいい土地なのかと思われま。遠刈田は観光地でもあり、酪農も観光に役立つのではと考えます。こういった土地を転用で虫食いになるのはもったいない。その辺いかがお考えですか。

事 務 局 委員おっしゃるとおり、申請地周辺には防風林に区切られた草地も広がっております。しかし、申請地は従前より山林で農地とは区切られた、離れた場所にあります。

第1種農地に該当しないかどうか検討しましたが、山林や別荘地が混在しておりまして、10ha規模の集団の農地なのかということ、そうではないという判断となりました。

議 長 他に質問はありませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6第2号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第7第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読説明]
(説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま

事務局長 詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。
なお、議案番号16番、17番については同じ受け手の貸し借りですが、町内の新規就農案件です。可能であれば申請人に出席いただき説明いただくところですが、申請人がどうしても都合がつかないとのことでありまして、事前に聞き取りをしておりました事務局より説明申し上げます。

事務局長 [議案番号16番、17番の営農計画について事務局より説明]
私も知らない人ではないわけですが、今回、どうしても病院の予定などで都合がつかないということで、先に事務局に聞き取りをしてもらいました。

佐藤推進委員 佐藤推進委員もご存知の方でありますので、人柄も含め問題点などがあれば補足説明願います。なければけっこうです。

議 長 問題点といったものは一切ありません。農業に対しましては大変意欲的で、作物も大変いい物を作っております。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]
質問がございませんので採決いたします。日程第7第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]
異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第8 第4号議案は議事参与の制限が複数ございます。まず、川村富士男推進委員の退席を求めます。
[川村富士男推進委員 退場]

議 長 日程第8 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読説明]

事務局長 (説明後に) なお、本申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま

議 長 詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。
説明が終わりましたので質問を許します。
質問はありませんか。

議 長 [なしの声あり]
 質問がございませんので採決いたします。日程第8第4号議案の議案番号32番から35番までは原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]
 異議なしと認めます。よって、第4号議案の議案番号32番から35番までは原案のとおり承認されました。川村富士男推進委員の入場を許可します。

議 長 [川村富士男推進委員 入場]
 続きまして、5番 平間 栄委員の退席を求めます。

議 長 [5番 平間 栄委員 退場]
 同じく日程第8第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局 長朗読説明]
 (説明後に) なお、本申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
 議 長 質問はありませんか。

議 長 [なしの声あり]
 質問がございませんので採決いたします。日程第8第4号議案の議案番号36番から37番までは原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]
 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。5番 平間 栄委員の入場を許可します。

議 長 [5番 平間 栄委員 入場]
 日程第9第5号議案 非農地証明願についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

議 長 [事務局 長朗読説明]
 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。
 規定により会長が指名をいたします。1番我妻 茂委員、2番玉根可奈委員の2人を指名いたします。

議 長 説明と指名が終わりましたので、質問を許します。
 議 長 他に質問はありませんか。

議 長 [なしの声あり]
 質問がありませんので採決いたします。日程第9第6号議案は、只今指名した2人の現況調査委員により現地調査を行うことにご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]
 異議なしと認めます。現況調査委員は、現地調査を実施し、来月の総会で結果を報告をお願いします。

議 長 日程第10第6号議案 「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成29年度の活動の点検・評価（案）及び平成30年度の活動計画（案）についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

議 長 [事務局朗読説明]
 [事務局別紙様式1, 2により詳細説明]
 説明が終わりましたので質問を許します。

鈴木推進委員 資料にあります農家戸数ですが、主業農家、準主業農家、副業的農家数はどのような基準で分けているのか。

事務局 長 農業センサスの区分けでございまして、詳細には確認しておりませんが、専業農家、それに順ずる農家、副業が主たる農家だと認識しております。

議 長 私、農林業センサスなどの統計調査員もしているので補足します。この主業農家というのは、農業による所得が主ですよ。準主業農家というのは農業と農業以外の所得が半々ですよ。といった所得割合での区分だったかと思えます。

議 長 農業の概要にある耕地面積と農地台帳面積とで約400haの差がある。これはなぜなんですか。

事務局 長 はい、農地台帳面積というのは異動がある度に農業委員会等で補正をかけている実態に近いものです。対して、耕地面積は農林業センサスで一度報告された数値は5年間そのままとなりますので、どうしても乖離が生じてしまいます。

議 長 拾い上げるデータ自体が違うわけですね。

8番委員 私も統計調査員をやっておりますが、昔は調査員が説明しながら聞き取りでデータを積み上げたわけですが、今は、個人情報保護法というのがありまして、調査の解答用紙を置いてくると、封書で提出されるといった具合です。ですから耕地面積という捉え方も、耕作している分だけで休耕地や荒地を抜いたりする。なた、その説明をする機会がない。

ですから、全くのデタラメとはいいいませんが、決して実態に則してない場合もありえますね。

議 長 ほかに質問はございませんか。
 3 番 委 員 就農者、新規就農者も含めまして、移住定住の問題、農業委員会だけの問題ではありません。町全体、あの、まちづくり推進課なども関係あるでしょうし、そういった動きと言うものはありますか。
 事 務 局 長 正直言ってありません。と言っても誰も動いてないというわけではなく、それぞれの課、セクションでは一生懸命にやっているわけなんですけど、不動産関係のデータ、空き家データ、農業、農地関係のデータをリンクさせて互いに利活用できるといった体制構築はまだ先かなと感じております。
 ですから蔵王町で新規参入するケースも少なくないわけですが、機動力のある企業の参入が多いなと感じております。自分で事業拠点、経営農地、人脈などを整えて申請して来ることが多い。逆に個人がそういった相談に来ても十分に応えられる体制にない。早期に連携できるようにという意識は常に持っていたいとは考える。
 議 長 委員の質問されたことは非常に大事な事で、農林観光課の農政担当と農業委員会も常に連携して対応しております。
 我妻推進委員 相談受けた件で、農業者ではないんですが農家の手伝いをしていた人で、農業が好きで自分でも小規模な農地を営農してみたい。まあ、休日に主として耕作することになるとおもわれるのですが、どのように答えるべきか。
 事 務 局 長 農業に新規参入するにあたって、一番問題となりやすいのが5反歩要件かと思います。しかし、これがネックになるのは農地の所有権を取得しようとした場合であって、農地を借りるのであれば3畝歩であろうが、2反歩であろうが制限がありません。
 初めて農業に参入するなら、まず、借りて経験することをお勧めしたい。
 我妻推進委員 ちょっと、説明が足りなかったのですが、その方は農家になるというより、手伝った農家の農業機械を借りて、市民農園のように農業をしたいという考えのようです。
 議 長 ですから、事務局長の言うとおりの利用権設定で借りて耕作してみたいかがなものか。
 議 長 違反転用への適正な対応ということがある。今までの例ですが、よく田や畑にダンプで運んだ石を敷いたり、廃材を置いたりということがある。こういった場合、迅速な指導と農地復元がお互いのためですので、各委員もこういったことを見かけたらすぐに事務局までお知らせ願いたい。
 6 番 委 員 一気に耕作放棄地を解消というのは容易ではない。しかし、目の見える範囲ででも地区ごとに協力して減らしていかないと結果が出ない。そう思

事務局 いますので、そんな取り組みをお願いしたい。

議 長 私の方でも、農業委員会に来て2年目、委員の皆様も新体制2年目かと思っておりますので、新たな取り組みとして、各地区ごとに委員さん、推進委員さんが話し合っ、地区の地図で、担い手への集約が進んでいる区域、耕作放棄地、非農地としていい農地など、色分けして、見える化しながら取り組みを話し合うとった提案をしようと考えていました。

議 長 準備が整いましたら総会終了後に地区ごとに協議できる場を提供したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 その他、ご質問がありませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 それでは採決いたします。日程第10第6号議案は、一部訂正のうえ原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり公表することといたします。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

(午後4時26分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成30年5月25日

議 長

5 番

6 番
